市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2025年(令和7年)2月13日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

				1	
整理	路線名	起	点	幅員	延 長
番号		終	点	m	m
1	鵠沼	本鵠沼一丁目 2 6 6 4 番 1 1 地先 本鵠沼一丁目 2 7 3 4 番 1 地先		3. 3	132. 8
	964号線			4. 0	132.8
2	鵠沼	鵠沼藤が谷三丁目7365番316地先線鵠沼藤が谷三丁目7365番337地先		5. 0	74. 4
	965号線				
3	辻 堂	辻堂六丁目6413番31地先		4 5	01.6
	691号線	辻堂六丁目6413番28	地先	4. 5	21. 6
4	辻堂	辻堂太平台一丁目17番5	地先	4. 5	34. 9
	6 9 2 号線	辻堂太平台一丁目17番6	2 地先	4. 0	
5	村岡	柄沢二丁目24番6地先		C 0	1.40. 0
	5 9 7 号線	柄沢二丁目25番10地先		6.0	143. 9
6	村岡	- - - - - - - - - -		4.5	49.8
	598号線				
7	藤沢	鵠沼神明四丁目400番9地先		4. 5	20.0
	788号線	鵠沼神明四丁目400番85	00番8地先		
8	藤沢	藤沢字東横須賀853番18地先 藤沢字東横須賀853番21地先		4. 5	30. 5
	789号線				

9	長後	長後字下分491番3地先		99. 7
	9 4 3 号線	長後字下分422番5地先		
1 0	御所見	葛原3005番3地先	$\begin{array}{c c} 7.0 \\ \sim & 461.7 \end{array}$	
	1152号線	葛原字昭和台707番1地先	10.6	401.7
1 1	御所見	葛原字昭和台756番10地先	7. 0	458. 3
	1153号線	葛原字西山田1063番3地先	7.0	
1 2	石川29号	石川字稲荷山2793番1地先	2. 7 ~	196. 9
	歩行者専用道	石川字稲荷山2825番1地先	9. 7	190. 9

提案理由

鵠沼964号線ほか11路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般 交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又 は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべ

き路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更 することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道 の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は 前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。